

健康保険に関するタイムリーな話題をお届け!

職場内で
回覧して
ください!

資格確認書を順次お送りします

令和6年11月30日までに加入された方のうち、
令和7年4月30日時点でマイナ保険証を利用できない方に対し、
資格確認書を9月よりお送りします。

事業所さまには、送付対象者を事前にお知らせするため、
送付対象者の一覧表をお送りしています。

被保険者さまの住所へ送付した結果、不着となった場合や海外にお住まいの方については
事業所さまにまとめて送付しますので、該当の被保険者さまへお渡しください。



教えて!

減土くん!

よくあるお問い合わせに協会けんぽ岡山支部キャラクター減土くんがお答えします!

Q



なぜ家族全員分の
資格確認書はないの?

A



資格確認書はマイナ保険証を持っていない
加入者さまに送っているよ!

Q



資格確認書を持っているけど、
新たに届いた。
どちらを使えばいいの?

A



資格確認書の右上にある交付年月日を確認して、
新しい日付の資格確認書を使ってね!
古い日付のものは、同封の返信用封筒で返してね!

Q



今持っている健康保険証は
どうすればいいの?

A



令和7年12月1日までは使うことができるよ!
それまでに退職をした時や、12月2日以降に
については、裏面で解説をしているよ!

健康経営優良法人認定を目指している事業所さまへ

「健康経営優良法人2026」の認定を目指している事業所さまは、「健活企業宣言」を行うことが必要です。
まだ「健活企業宣言」されていない事業所さまは、早めに宣言をしましょう!

とっても簡単!

「健活企業宣言」
の方法

1

「健活企業宣言書」と
「チェックシート」を記入し、
協会けんぽ岡山支部へ提出



2

「健活企業」として
認定



健活企業宣言を行った後は
健活企業のサポートを活用し、
職場内の健康づくりの取り組みをスタート!

詳しくはこちら

PCの場合はこちら

健活企業宣言 岡山

検索



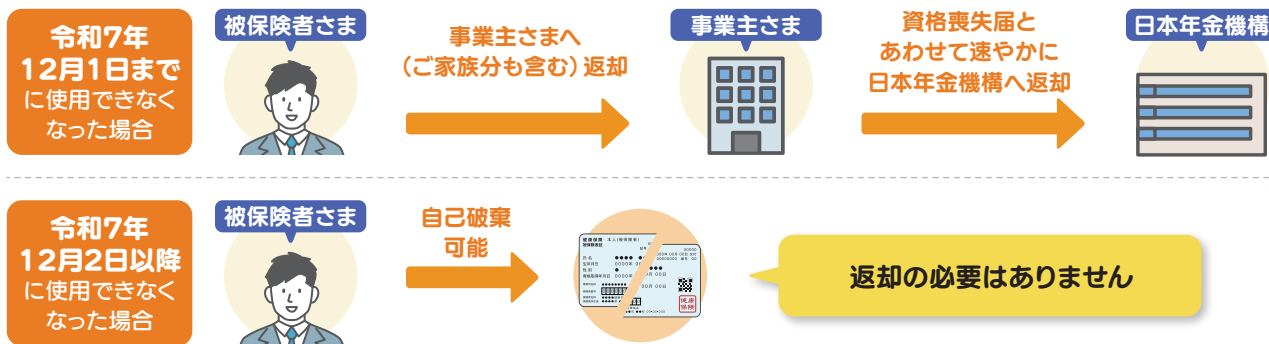
退職等による健康保険証や資格確認書の取り扱い

退職や被扶養者の就職などの理由で使用できなくなった健康保険証や資格確認書がお手元にある方はいらっしゃいませんか？資格がなくなった健康保険証や資格確認書は無効となり、使用できません。（ご家族の方も同様です）もし誤って使用してしまうと、医療費（総医療費の7割～8割）を返還していただくことになります。

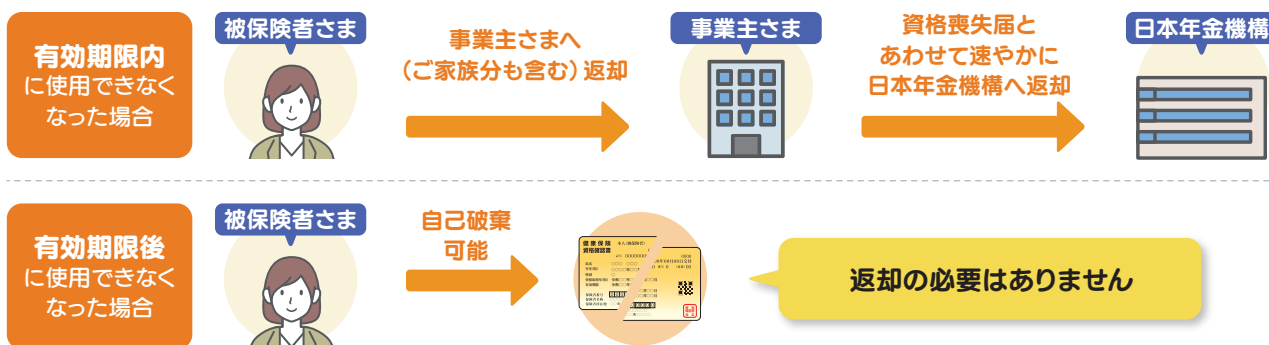


健康保険証の取り扱い

※令和7年12月2日以降、健康保険証は使用できなくなります。
マイナ保険証の利用登録をお願いいたします。



資格確認書の取り扱い



高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は、一部負担金の割合が「**2割**」になります

現役並み所得者であるとして医療機関における一部負担金の割合が「3割」となっている方であっても、令和6年（2024年）中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	（被保険者の収入が383万円以上の方のうち）旧被扶養者を有する場合
（被扶養者の収入と合わせて） 520万円未満	383万円未満	（旧被扶養者の収入と合わせて） 520万円未満

制度の詳細や
申請方法は
こちら



【クイズ けんぽ de Q】こたえ：㊦ スポーツジムをお得に利用できる

健康企業になると、県内21カ所のスポーツジム・健康増進施設で入会金や利用料の割引などを受けられます。従業員さまの健康づくりにお役立てください。



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階

☎086-803-5780（代表）

【受付時間】8:30～17:15（土・日・祝・年末年始を除く）

協会けんぽ 岡山



タイムリーな情報をお届け♪

スマホやパソコンで
気軽に楽しんでいただける
健康情報を月2回配信中！
健康に関するコラムや
お役立ち情報をお届け！

LINE



メルマガ

